

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第45号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、契約書その他の申請者が当該旅館業を譲り受けたことを証する図書

第5条第2項中「従業員」を「営業者又は営業者の使用人その他の従業者」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「第15条第13号」を「第15条第14号」に改める。

第1号様式注以外の部分中「営業の種別」を「※営業の種別」に、「特例の適用」を「※旅館業法施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項の該当の有無」に、

「

氏名	
----	--

を  
」

「

氏名	電話	—
----	----	---

に、  
」

「構造設備の概要」を「※構造設備の概要」に、

「

客室	客数	室
	延べ面積	平方メートル

を  
」

「

	客 室	客室数	室
		延べ面積	平方メートル
旅館業の	譲受けの有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号 ) <input type="checkbox"/> 無	
譲受け	変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 規則第1条第1項 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 ) <input type="checkbox"/> 無	

に

」

改め、同様式注を同注2とし、同注2の前に次のように加える。

- ※印の欄は、旅館業を譲り受けた場合で、規則第1条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する事項に変更がないときは、当該事項について記入する必要はありません。

第1号様式注に次のように加える。

- 変更の有無の欄は、旅館業を譲り受けた場合にのみ記入してください。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年12月15日から施行する。ただし、第5条第2項及び第14条の改正規定は、令和2年11月10日から施行する。

(経過措置)

- 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)